

第3章 農山漁村の再生・活性化

1 農業の多面的機能と農村資源の保全・活用

農業は農山漁村地域において多面的機能を発揮

農業は、食料を供給する役割だけでなく、その生産活動を通じた国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等様々な役割を有しており、これらの役割による効果は、地域住民をはじめ国民全体が享受し得るものです。

農業は、農山漁村地域のなかで林業や水産業と相互に密接なかかわりを有しており、特に農林水産業の重要な基盤である農地、森林、海域は、相互に密接にかかわりながら、水や大気、物質の循環に貢献しつつ、様々な多面的機能を発揮しています（図Ⅱ－3－1）。

図Ⅱ－3－1 農業の有する多面的機能



2 農山漁村の6次産業化

農林漁業者等による生産・加工・販売等の一体化による新事業等の創出

中国四国農政局では、農山漁村の再生・活性化のため、地域の第一次産業とこれに関連する第二次・第三次産業（加工・販売等）に係る事業の融合等により地域ビジネスの展開と新たな業態を創出する取組（6次産業化）を推進しています。

平成23年（2011年）3月1日に「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（六次産業化・地産地消法）が施行されて以降、同法に基づく総合化事業計画の認定（平成25年3月末現在）を152件、研究開発・成果利用事業計画を3件認定しました。

（1）6次産業化の推進

ア 6次産業化の推進体制

中国四国農政局では、6次産業化を推進していくため、地域でのきめ細かな6次産業化推進と普及啓発など、県別に6次産業化連絡会議及び中国・四国産業連携ネットワークを設置し、各県・関係団体等と連携し取組んできました。

6次産業化に取り組もうとする農林漁業者等の相談に応じるため、中国四国農政局と各地域センターに総合窓口を設置するとともに、農林漁業者等の6次産業化の取組を総合的にサポートするため、6次産業総合推進委託事業により各県に6次産業化サポートセンターを設置し、6次産業化プランナー等の活動を通じて地域の6次産業化の推進を図っています。

また、6次産業化に関心を持つ仲間が互いに情報共有・交換を行なう「中国・四国地域6次産業友の会」は、平成24年（2012年）11月・12月に重点期間とし約50名の会員の拡大を図り、平成25年（2013年）3月末現在296名に参加いただいております、定期的に6次産業化のイベント・補助事業等の情報提供を行っています。

イ 推進に向けた主な取組

中国四国農政局においては、「六次産業化・地産地消法」に基づく認定を行った際に、各県において事業計画認定証の授与を行い、認定事業者の事業支援等を行うとともに、全事業の認定事例集を作成し、6次産業化の普及啓発、事業PRを行っています。

また、各県の6次産業化サポートセンターでは、農林漁業者と食品産業事業者等とのマッチングの機会の創出、異業種交流等を目的とした交流会を複数回開催しました。中国四国農政局及び地域センターもこの交流会に参加し、交流会での講演の実施、農林漁業者等への6次産業



化に係る個別相談対応を行いました。

六次産業化・地産地消法に基づく事業計画認定件数（県別） 平成 25 年 3 月 29 日 現在

	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	合計
総合化事業	18	8	29	21	10	21	8	20	17	152
研究開発・ 成果利用事業			2		1					3



ウ 中国・四国地域産業連携ネットワークの取組

農林漁業と他産業との新たな連携関係を構築し、各産業分野が有する様々な知見の共有と創発によるイノベーションの実現等に寄与することを目的として設立した「中国・四国地域産業連携ネットワーク」において、輸出促進セミナー（8月2日岡山市）、農林水産成長産業化ファンド説明会（10月11日高松市、10月12日岡山市）の開催等の活動を通じて中国・四国地域の農林水産資源を活かす農林漁業と他産業との多様な連携の促進を図りました。



輸出促進セミナー



ファンド説明会



販路開拓セミナー

（２）農商工連携等の促進

農林漁業者と中小企業者との連携による地域経済の活性化を推進

中国四国農政局では、農林漁業者と中小企業者が連携して新商品開発や新サービスの提供、販路開拓等の企業化を促進し地域経済の活性化を図るため、平成20年（2008

年) 7月に施行された「農商工等連携促進法」に基づく施策を推進しています。

また、「中小企業地域産業資源活用促進法」に基づく支援や産学官の異業種が連携した食料産業クラスターの形成等を各種施策と一体的に推進しています。

ア 農商工連携の現状

農商工連携の取組として、農林漁業者が農林水産物の原材料を生産し、食品加工・外食産業等に供給する形の連携については、各地で取り組まれており、マッチング等に対する支援も行われているものの、面的な広がりには至っていません。

一方で、農林畜水産物を活用した新商品開発、地元の産品を活用したレストランや観光などの新サービスの提供、ITの活用による新しい生産・販売方式など各地で様々な取組も始まっています。

イ 推進に向けた主な取組

（農商工等連携促進法に基づく事業の推進）

近年、企業規模や業種、地域により景況に格差が見られる中、地方を中心として元氣を取り戻し、活力ある経済社会を構築するためには、地域経済の中核をなす農林漁業者や中小企業者の活性化を図ることが重要です。

このためには、農林漁業者や中小企業者が第一次、第二次、第三次の産業の壁を超えて有機的に連携し、互いの有するノウハウ・技術等を活用することで、両者の強みを発揮した新商品の開発や販路開拓等を促進することが重要です。

このことから、農林水産省と経済産業省が一体となって、農林漁業者と中小企業者のつながりを応援し、それぞれの強みを十二分に発揮した事業活動を促進するため、「農商工等連携促進法」が平成20年(2008年)7月21日に施行されました。

この施策を推進するため、中国四国農政局においては、昨年度に引き続き、「農林水産業関係者向けのオリジナルリーフレット「農商工連携で新たなビジネスチャンス」等をイベント等の機会を通じて中小企業者、農林漁業者等に配布し、各種の施策説明や具体的な連携に向けた相談等を行いました。

中国・四国地域に係る農商工連携の取組については、農林水産省補助事業による商談会を全国5箇所で開催し、この一つとして、平成25年(2013年)2月大阪市において、近畿・中国・四国地域を対象とした商談会を開催しました。

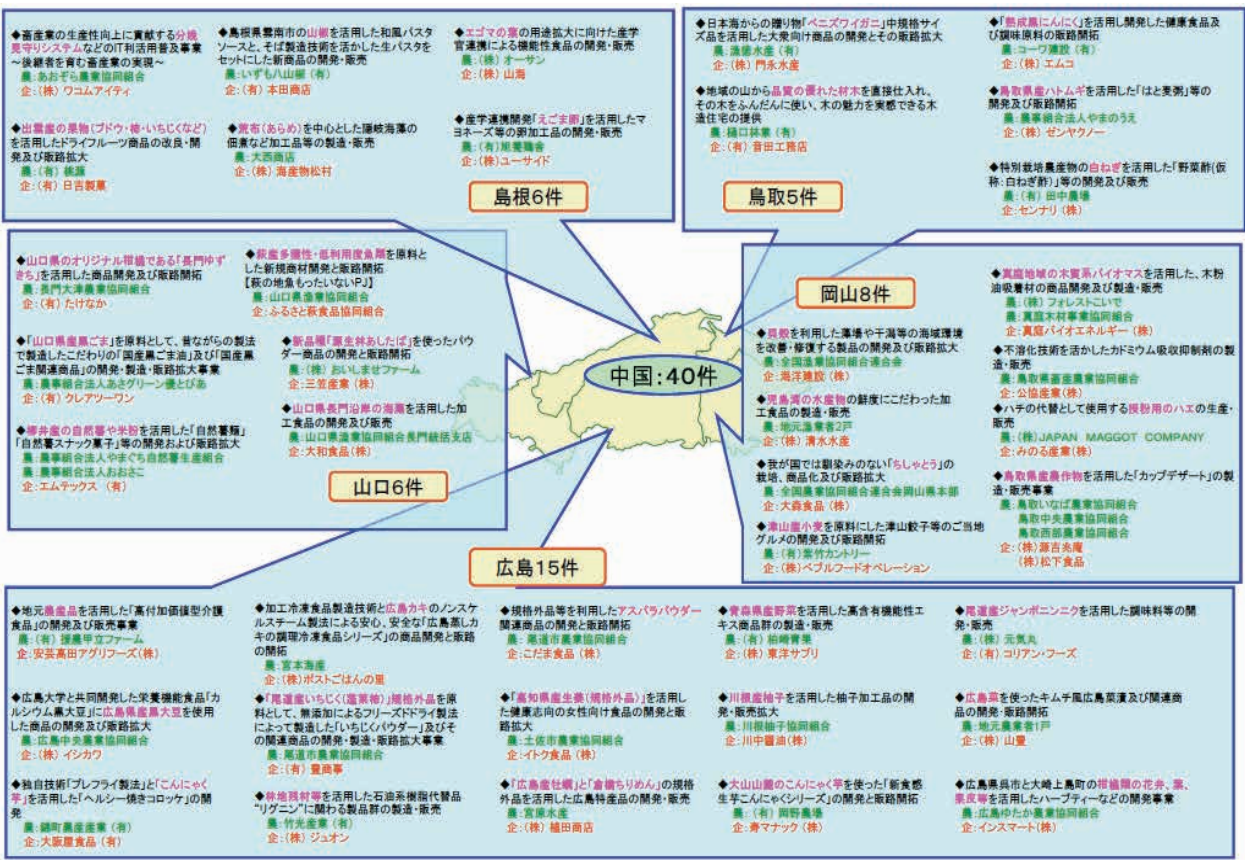
関係機関との連携としては、中国四国農政局と中国及び四国経済産業局、独立行政法人中小企業基盤整備機構中国及び四国本部が連携した担当者会議(9月)、情報交換会(1月)を実施しました。

このような取組の結果、平成24年度(2012年度)には「農商工等連携事業計画」が13件認定(合計78件)されるなど、地域活性化に向けた意欲的な取組がなされています(図Ⅱ-3-2、図Ⅱ-3-3)。

中国四国農政局では、引き続き農林漁業者等への継続的な啓発活動、企業型農業経営の育成及び「事業化リーダー」の発掘・育成のための取組を進め、農商工等連携に

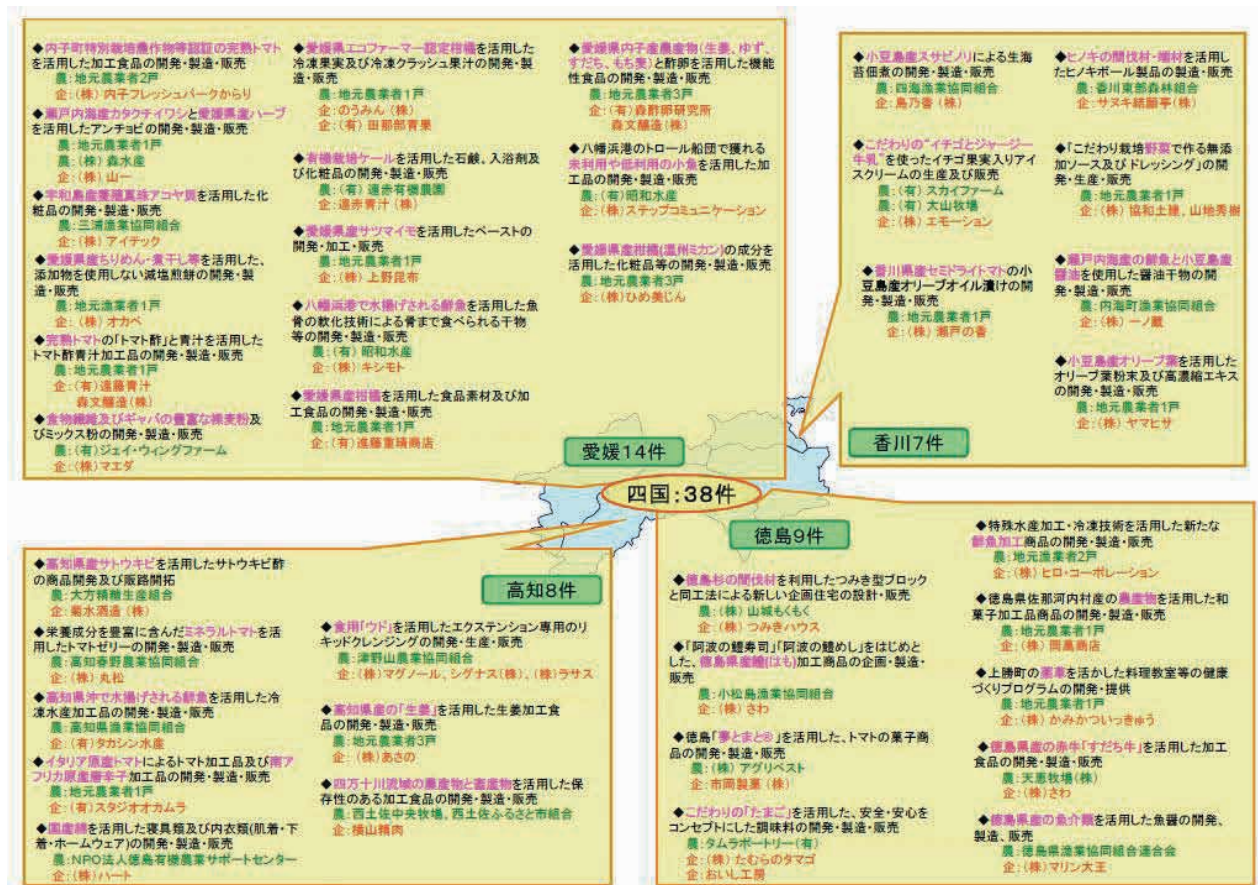
よる地域経済の活性化を推進します。

図Ⅱ－３－２ 農商工等連携事業計画認定（中国）（2012年度まで）



資料：中国四国農政局作成

図Ⅱ－3－3 農商工等連携事業計画認定（四国）（2012年度まで）



資料：中国四国農政局作成

（中小企業地域産業資源活用事業の推進）

各地域の「強み」である農林水産物等の地域産業資源を活用した中小企業の新商品や新サービスの開発と市場化を総合的に支援する「中小企業地域産業資源活用促進法」に基づく「中小企業地域産業資源活用事業」が、平成19年度（2007年度）にスタートしました。この制度により、各県ごとに指定された地域産業資源を活用した事業計画を、中国四国農政局や経済産業局等により認定を受けた事業者は、新商品開発や販路開拓等に対する補助、低金利融資や税制の特例措置が受けられるようになりました。

平成24年度（2012年度）に事業者から申請のあった農林水産物及び加工食品に係る「地域産業資源活用事業計画」の認定件数は20件（合計127件）となっており、地域活性化に向けた意欲的な取組がなされています（図Ⅱ－3－4）。

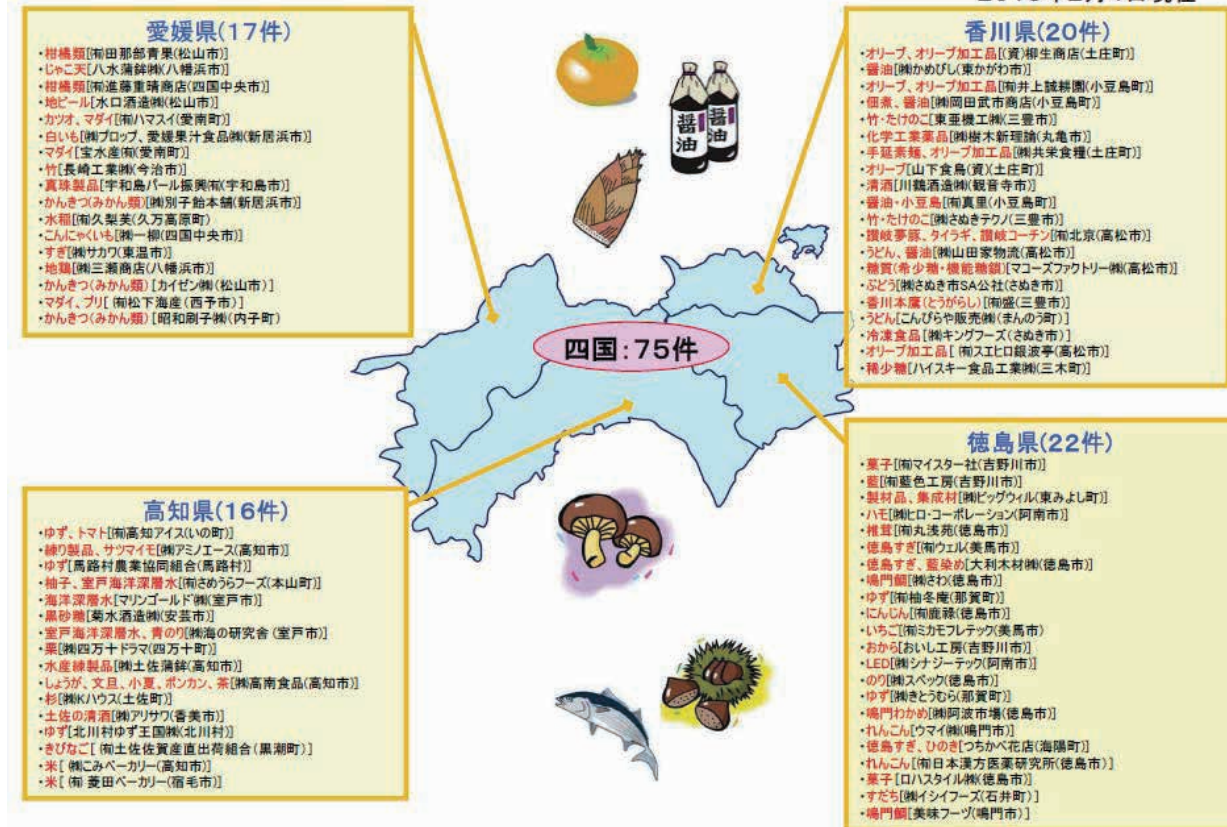
中国四国農政局では、引き続き中小企業施策のノウハウ等を有効に活用し、農業の企業化や新たなアグリビジネスにつながるよう、食料産業クラスター形成や農商工等連携と一体的な取組を進め、農業も含めた地域経済の活性化を推進することとしています。

図Ⅱ－３－４ 地域産業資源活用事業計画認定（2012年度まで）



中小企業地域資源活用促進法に基づく認定計画一覧(農林水産関係) 四国

2013年2月4日現在



資料：中国四国農政局作成

(食料産業クラスターの推進と6次産業化地域支援事業の実施)

地域の食材、人材、技術等の資源を効果的に結び付け、新たな食品、販路、地域ブランドを創出するため、平成17年度(2005年度)から食料産業クラスターの形成を推進し、中国・四国地域全県で産学官連携による体制の整備、地域の農産物を使った新商品開発など食料産業クラスターの活動が定着しました。このような中、平成23年3月に六次産業化・地産地消法が施行され、平成23年度から、6次産業化地域支援事業として、今までの食品産業クラスターが担っていた啓発活動等を継続しつつ、新商品の開発や製造・販売の活動について個々の事業者へ直接支援するよう事業の拡充が行われました。

今後は、さらに各地域の特色のある農林水産物を活用した商品開発を支援することで事業推進の加速化を図り、農業や関連産業を含めた地域全体としての「産業興し」に繋がるよう推進する必要があります。

(6次産業化推進施設整備事業の実施)

6次産業化推進整備事業において、農林漁業者と食品産業事業者が安定的取引関係を確立し、地域の資源である農産物を活用した新商品等の事業化を促進するため、食品の加工・販売のために必要な施設整備を支援しており、5地区で事業を実施しました。

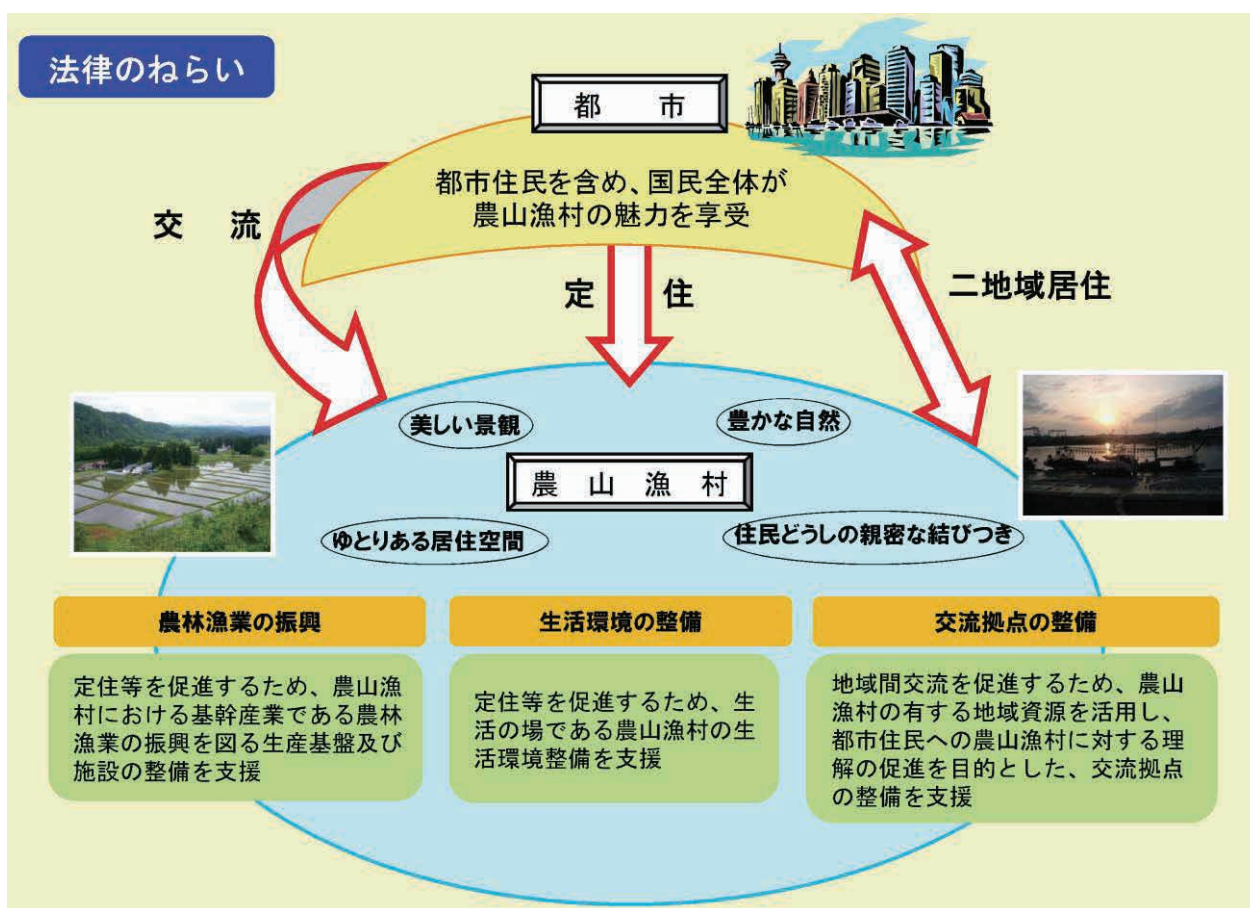
3 農山漁村の活性化に向けた取組

(1) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の概要

農山漁村活性化支援窓口の設置等による支援

農山漁村では、人口の減少、就業条件の悪化、農業従事者の減少・高齢化、農業生産所得の減少等の課題を抱えています。一方で、都市住民の中には農山漁村への定住、二地域居住、農山漁村との交流への関心が高まってきています。

そこで、農林水産省は農山漁村に人を呼び込み地域を活性化するための支援策を総合的に展開するため、「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律」を平成19年(2007年)8月に施行するとともに、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」を創設し、農山漁村における定住や農山漁村と都市との地域間交流などの地域の創意工夫を活かした農山漁村地域活性化の取組を総合的に支援しています。



また、農林水産省では、農山漁村の活性化推進に省を挙げて取り組んでいるところであり、中国四国農政局においても、農山漁村の活性化に向けた地域の自発的な動きを支援するため、農山漁村活性化のための方策や地域で活用できる農林水産省の施策等について、ワンストップで地域からの相談に応じる「農山漁村活性化支援窓口」を平成19年(2007年)2月1日に農村計画部農村振興課に設置しています。

中国四国農政局ホームページ「中国四国農政局農山漁村活性化支援窓口」

http://www.maff.go.jp/chushi/iken/nousangyoson_sien.html

ア 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の概要

「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」は、農山漁村地域における定住者及び滞在者の増加等を通じた活性化のため、農・林・水の縦割りなく施設の整備等の各種取組を総合的かつ機動的に支援するものです。

具体的には、地方公共団体が地域の自主性と創意工夫により、定住等の促進を図るための区域や事業等を掲げた農山漁村の「活性化計画」を作成し、その計画が、確実かつ効果的に実施されるために、国として総合的取組を交付金により支援しています。

イ 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の活用状況

平成24年度(2012年度)の中国・四国地域では、20件の活性化計画が新たに策定され11市町で農山漁村の活性化に向けた取組が実施されています。

また、計画の内訳については農業関連が11件となっています。

(2) 食と地域の交流促進対策交付金の概要

農山漁村の地域資源を活かした集落ぐるみの交流推進の取組を、国が直接支援

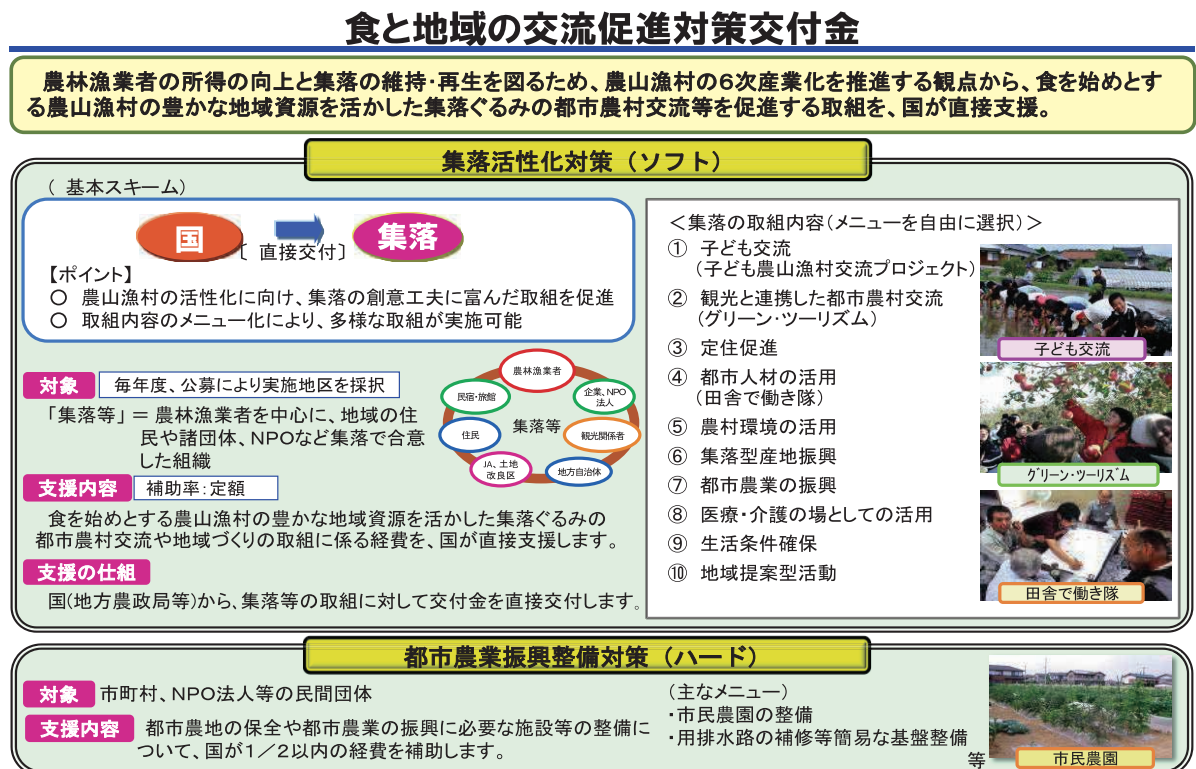
ア 食と地域の交流促進対策交付金の概要

近年、農村地域は農業所得の減少、担い手不足の深刻化、これらに伴う活力の低下など厳し状況に直面している一方、都市地域においては、「ゆとり」や「やすらぎ」などを与える都市と農山漁村の交流に対するニーズが高まっているところです。

このため、農山漁村の豊かな地域資源を活かし、創意工夫に富んだ集落ぐるみの都市農村交流などを促進することが重要であり、こうした取組を推進し、農林漁業者の所得向上や集落の維持・再生を図る必要があります。

平成23年度(2011年度)から実施している食と地域の交流促進対策交付金では、創意工夫に富んだ集落ぐるみの都市農村交流などを促進する取組に対して、国が交付金を直接交付し支援を行っています(図Ⅱ-3-5)。

図Ⅱ－３－５ 食と地域の交流促進対策交付金の概要



図Ⅱ－3－6 食と地域の交流促進対策交付金（集落活性化対策）実施事例



中国四国農政局ホームページ「食と地域の交流促進対策交付金について」

<http://www.maff.go.jp/chushi/green/syokutot/index.html>

（３）美しい自然と景観の維持創造

自然との共生や環境との調和に配慮した農業農村整備事業の推進

農村の美しい自然や景観は、農作業に携わる人々の手によって維持されています。

近年、農村の自然環境は、都市住民や地域住民の憩いや安らぎの場として見直されており、農業の生産活動に加え、その生産活動が営まれる農村の美しい自然環境、景観を将来にわたって維持・創造することが求められています。

このような中、農業農村整備事業は、食料の安定供給等農業生産性の向上、農村の生活環境の改善を基本的な目的としつつ、平成13年度(2001年度)の土地改良法改正により、環境との調和への配慮が事業実施の原則として位置付けられたことを受け、自然と農業生産が調和した豊かな田園自然環境の創造に努めてきました。

また、農林水産省では、平成15年(2003年)9月の「水とみどりの『美の里』プラン21」の作成、平成16年(2004年)6月の「景観法」の制定を受け、農山漁村地域特有の良好な景観を形成するため、農業農村整備事業においても景観に配慮した取組を

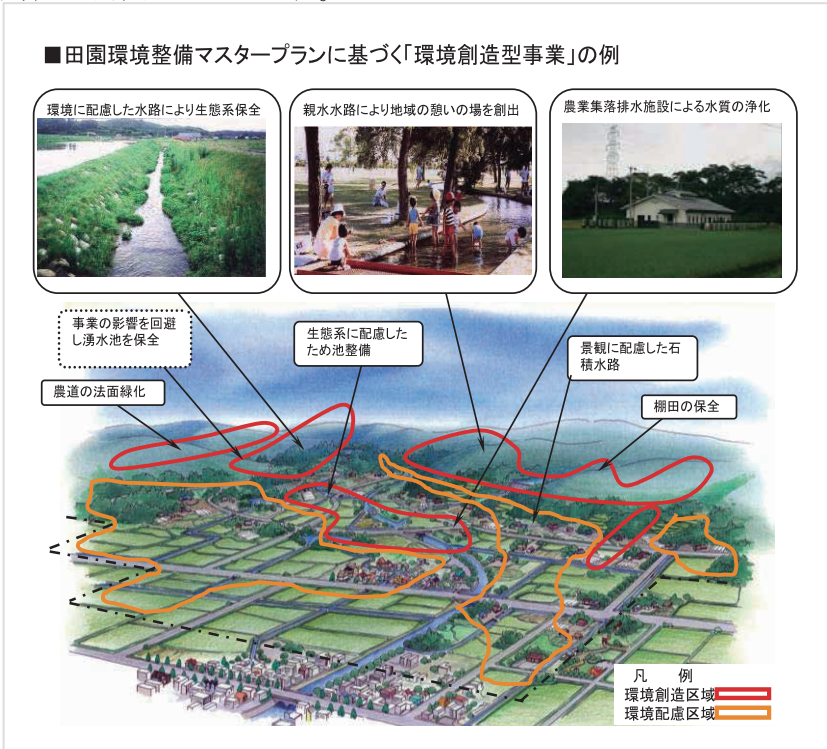
一層推進することとなりました。

ア 田園環境整備マスタープラン等

農業農村の整備に当たっては、市町村が策定する「田園環境整備マスタープラン」または「農村環境計画」（以下「田園環境整備マスタープラン等」という。）に基づいて環境との調和に配慮した事業を展開しています。

なお、「田園環境整備マスタープラン等」とは、地域内の環境評価に関する事項、環境保全の基本方針に関する事項、地域の整備計画に関する事項、田園環境マスタープラン構想図（以下の図面参照）等を内容とし、農業農村整備事業を実施する全市町村が主体となって策定するものです。

平成 24 年度(2012 年度)は、「田園環境整備マスタープラン等」について、軽微な見直しを 1 市で行いました。



イ 自然と環境との調和に配慮した事業の推進

地域住民と連携しつつ、農村地域における身近な自然環境の保全・再生を推進するために、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」により、自然と共生する環境を創造する整備（田園自然環境保全再生）や里地や棚田等の多面的機能を良好に発揮するため、中山間地域の棚田整備（里地棚田保全整備）を実施しています。



石積畦畔
あきたかだし
川根地区(広島県安芸高田市)



棚田地域を保全（区画整理）
（愛媛県松野町奥内地区）

また、生物多様性に対応した基盤整備の推進を図るため、その地域に居住する住民や農家が認識している種を「保全指標種」として示し、農家や地域住民の理解を得ながら、生物多様性保全の視点を取り入れた事業を実施しています。（生物多様性対応基盤整備促進パイロット事業）



ビオトープの施工

（山口県赤谷地区）



環境に配慮した護岸の施工

（山口県中須北地区）

ウ 関係機関との連携

過去に損なわれた生態系や、その他の自然環境を取り戻すことを目的とした自然再生推進法（平成15年（2003年）1月施行）の円滑な運用のため、関係省庁の地方出先機関で組織する「中国四国地区自然再生担当者会議」により、中国・四国地域における各機関の自然再生事業等に関する情報交換を行っています。

なお、中国四国農政局では、「^{ふしのがわ}榎野川河口域・干潟自然再生協議会」、「^{たつくし}竜串自然再生協議会」、「中海自然再生協議会」、「広島湾再生推進会議」に関係行政機関の委員として参加し、中国四国農政局の取組や所管する事業制度などの情報を提供しています。

4 豊かなむらづくりへの取組

創意工夫を凝らし地域活性化に取り組む団体・地区を表彰

豊かなむらづくり全国表彰事業を実施し、自主的努力と創意工夫によるむらづくり活動を通じて地域の活性化に貢献している団体等を表彰しています。

平成 24 年度（2012 年度）に、中国・四国地域では 2 団体・地区が農林水産大臣賞、2 団体・地区が中国四国農政局長賞を受賞し、11 月 2 日に中国四国農政局において表彰式が行われました。

中国・四国地域の受賞団体・地区は以下のとおりです。

受賞団体一覧

表彰名	むらづくりの主体	所在地
農林水産大臣賞	福栄里 ^{ふくえさと} づくり協議会	香川県 ^{ひがし} 東かがわ市 ^し
農林水産大臣賞	田滝 ^{たたき} 集落	愛媛県 ^{さいじょうし} 西条市
中国四国農政局長賞	吉川 ^{よしかわ} Y Y C ^{わいいくらぶ}	鳥取県 ^{やすぐん} 八頭郡若桜町 ^{わかさちょう}
中国四国農政局長賞	有限会社赤雁 ^{あかがり} の里 ^{さと}	島根県 ^{ますだし} 益田市

●農林水産大臣賞

福栄里づくり協議会（香川県東かがわ市 福栄地区）

地域内の担い手の高齢化を受け、7つの集落営農組織を設立してもうかる経営を目指すとともに、地域づくりを進めるために、地域内の農業グループや行政、大学などの関係者を巻き込んで協議会を設立しました。

地域性を活かした田んぼアート（空（くう）ちゃん田んぼ）や各種イベントを実施して地域の魅力を発信しています。

【生産面の主な取組】

- ・集落営農組織とその連絡組織の設立
- ・麦・大豆の生産拡大やブロッコリーなどの導入、効率的な機械利用による経営安定
- ・女性グループの加工品開発による付加価値向上

【生活・環境整備面の主な取組】

- ・田んぼアート、収穫祭、ジャンボ大根コンテストの実施による地域の魅力発信と交流
- ・田んぼアートやコスモス街道などの農村景観の整備
- ・イベントを通じた地域コミュニティの強化

**田滝集落（愛媛県西条市 田滝地区）**

柿を基幹作物として育て独自ブランドを確立しています。また、小学校と連携した地域づくりに取り組み、学校農園による食農教育や伝統芸能の継承を行っています。

独自のシンポジウムを開催し、地元出身者の呼び戻し、小学校廃校問題、集落のPR等の課題解決に取り組み、成果を上げています。

【生産面の主な取組】

- ・集落で柿の出荷組合を設立し独自ブランドを確立
- ・柿と野菜等の複合経営による農家の経営安定
- ・女性グループによる柿加工品の製造・販売とふるさと小包の取組
- ・集落と小学校が連携した食農教育

【生活・環境整備面の主な取組】

- ・課題解決のため独自のシンポジウムを平成16年から継続開催
- ・自治会と小学校が市教育委員会に働きかけて校区外から通学児童を受入れ
- ・伝統芸能のお簾（れん）踊りなど集落の伝統文化を小学生へ継承



●中国四国農政局長賞

吉川ＹＹＣ（鳥取県八頭郡若桜町 吉川地区）

集落外在住を含む集落出身者であり、様々な職業を持つ20代から50代までの10人が、集落内の高齢者グループや養豚専業農家などと連携し、集落活性化のためのイベント活動に取り組んでいます。

春と夏のイベント「吉川の味まるごと売ります」や、集落の夏祭り、都市の子ども達への農業・農村体験などを企画・運営しています。

【生産面の主な取組】

- ・休耕田でのそばの生産などによる耕作放棄地の発生防止
- ・イベント開催による集落の特産品の販売拡大
- ・高齢者グループの加工等活動の支援
- ・都市の子ども達への農業・農村体験の実施

【生活・環境整備面の主な取組】

- ・イベント実施や都市住民との交流による集落のPR
- ・若者が地域づくりへ継続的に参加するための組織づくり



有限会社赤雁の里（鳥根県益田市 赤雁地区）

山陰豪雨の被害を受けた後、集落を守るために集落外の人々の力を利用することを考え、集落に人を呼び込むことを目指して組織を設立しました。

ふれあい広場や貸し農園、交流館等を備えた農村公園を整備して、都市の子ども達への農業・農村体験や食農教育を実施し、農家レストランや加工品製造・販売を通じて地産地消を実践しています。

【生産面の主な取組】

- ・農村公園での「農村歳時記」等による小中学生への農業・農村体験や食農教育の実施
- ・農家レストランでの食材利用や餅などの加工品製造販売による地産地消の実践

【生活・環境整備面の主な取組】

- ・神奈川県川崎市や益田市中心部などの都市住民との交流
- ・交流事業などの実施による地域の再発見とUターン者の定着

